

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉市教育委員会（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し、平成21年7月6日付け21千指令教教第2号により通知した個人情報の不訂正決定は妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

#### 1 訂正請求

異議申立人は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、平成21年6月5日付けで実施機関に対し、自己に関する個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

本件訂正請求は、異議申立人の子が在籍していた小学校の校長及び教頭（以下「実施機関職員」という。）が、その子が通院していた病院の職員から聴取した内容を記録した文書である「〇〇病院〇〇先生の指導（千葉市立〇〇小学校〇〇〇〇. 〇. 〇）」及び「秘〇〇クリニック〇〇先生に面談（平成〇〇年〇月〇〇日）」に記載された自己に関する個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、事実と反する部分があるため訂正するよう求めたものである。

なお、本件個人情報は、平成21年3月10日付け20千指令教教第12号により実施機関が行った個人情報の開示決定に基づき、異議申立人が実施機関から開示を受けたものであるが、平成〇年〇月にも同様に異議申立人から開示請求があり、全部開示決定がなされている。

#### 2 不訂正決定

実施機関は、条例第31条第2項の規定に基づき、本件訂正請求に理由がないとして不訂正決定（以下「本件不訂正決定」という。）を行い、その旨を平成21年7月6日付け21千指令教教第2号により、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件不訂正決定を不服として、平成21年9月4日付けで実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てを行った。

### 4 諮問

実施機関は、条例第42条の規定に基づき、平成22年5月17日付け22千教第346号の3により本審査会に諮問した。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び意見書並びに口頭による意見陳述における異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件不訂正決定を取消し、本件個人情報について事実と反する部分を訂正するよう求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

本件個人情報は、実施機関職員が異議申立人の子が通院していた病院を異議申立人の同意を得ることなく訪問し、同病院職員から聴取した内容を記録した文書に記載されたものである。記録された内容については、後日異議申立人自身が、同病院職員及び記録を作成した実施機関職員に対し、内容に誤りがあることを確認し、その旨を文書で提出を受けている。これを考慮せず不訂正とすることは誤りである。

## 第4 実施機関の説明の要旨

異議申立てに対する実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

### 1 訂正請求の対象となる「事実」について

条例第28条では、開示を受けた個人情報に「事実の誤り」があると認めるときに訂正請求をすることができる旨とあるが、本件個人情報は病院職員から聴取した内容をもとに実施機関職員がその記憶及び主観に基づく判断により作成したものであり、条例において訂正の対象になると解される、誰にでも容易にその正誤を判断できる「事実」には該当しない。

また、当時の関係者により、本件個人情報の内容に誤りがある旨の文書

が作成されているが、これをもってしてもこの判断は変わらない。

## 2 「訂正の利益」について

本件個人情報に記載された公文書は、異議申立人の子が在籍していた市立小学校において、子の教育指導に資するため、当時の学校職員が作成したものであるが、その原本は異議申立人の要求により既に廃棄されている。現存する公文書は、当該原本廃棄前に異議申立人が行った個人情報開示請求に対応した際の決裁文書に、開示を行う公文書の「案」として添付された原本の写しのみである。

条例第30条は、「個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。」とするが、本件個人情報の利用目的は、異議申立人が行った開示請求に対応した際の意思決定の過程を記録しておくことであり、これを訂正することはこの利用目的を阻害することとなる。

## 第5 審査会の判断

審査会は、本件個人情報並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

### 1 本件個人情報について

本件個人情報は、実施機関職員が、異議申立人の子（以下「子」という。）が通院していた病院の職員から、異議申立人の同意を得ることなく、聴取した内容を、一般的な所見や自己の見解を交えた上で、その主観に基づき記録した文書に記載されたものと認められる。

この文書の内容に関しては、記録内容の発言者である病院職員及び作成者である教頭が、後日、その一部に「誤り」があることを認め、その旨の文書を作成していることから、まったく「誤り」がなかったと思料することはできない。

しかしながら、これをもって直ちに条例に基づく訂正が認められるものではなく、訂正が認められるには、本件個人情報が条例第28条の「事実の誤り」に該当し、かつ、本件個人情報の訂正が条例第30条の「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」といえなければならない。

そこで、本件個人情報の訂正がこれらの要件に該当するか、以下検討する。

### 2 条例第30条該当性について

まず、条例第30条であるが、その趣旨は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならないことを定めたものである。

そこで、本件個人情報の訂正が、同条に規定する「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」といえるかについて検討する。

本件訂正請求の対象は、異議申立人の子が在籍していた小学校において、実施機関職員が子の教育指導に資する目的で作成した文書（以下「原本」という。）が平成〇年に開示請求された際、その事務処理過程において作成された「原本の写し」（以下「写し」という。）に記載された個人情報である。

当該写しは、開示された文書の内容を記録・保存する目的で作成されたものであるから、これに記載された本件個人情報の利用目的も、その性質上、「誤り」の有無に関わらず、写しが作成された当時の状態のまま保存されてはじめて達成されるものといえる。

よって、写しに記載された本件個人情報についての訂正は、「個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」といえず、認められない。

したがって、この点において本件訂正請求には理由がなく、実施機関が行った本件不訂正決定は妥当である。

なお、実施機関の主張によると、原本のうち、校長が作成した文書の一部は、既に学校において廃棄され、残部は異議申立人により持ち出されたまま所在不明であり、また、教頭が作成した文書についても異議申立人により持ち出されたまま所在不明となっており、こうした状況からすれば、平成18年に開示された文書の内容を記録・保存する目的で作成された写しに記載されている本件個人情報が、今後、子の教育指導といった他の目的にも利用されないか危惧される場所である。

しかし、条例第8条は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の個人情報の利用及び提供を制限しており、子の教育指導に資するためといった「本来の目的（開示文書の内容の記録・保存）以外の目的」のために、写しに記載された本件個人情報を利用及び提供することはできない。

よって、今後、実施機関が、写しに記載された本件個人情報を現状のまま保有しても、子の教育指導に支障が生じるなど、異議申立人及び子の権利・利益が侵害されるおそれはないものと思料される。

### 3 訂正請求と「事実の誤り」について

原本については、審査会も、存否の確証がないため存在していないものと推認せざるを得ないが、仮に、実施機関が原本を保有しており、本件訂正請求の対象が原本に記載された個人情報であった場合、その訂正は、「個

人情報の利用目的の達成に必要な範囲内」と判断される余地もある。

もつとも、これをもって直ちに、訂正が認められるものではなく、原本に記載された個人情報、条例第28条の「事実の誤り」に該当するか、検討が必要となる。

この点、同条の趣旨は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己情報に記録された事実の誤りの訂正を請求する権利を有することを明らかにするものであるが、「事実」の意義については、条文上明確ではない。

しかし、そもそも、条例における個人情報の訂正請求制度の趣旨は、個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は実施機関の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。

したがって、本条に基づく訂正請求の対象である「事実」とは「客観的に判断できる事項」であって、評価・判断は含まれないものと解する。

これを本件についてみると、本件個人情報は、実施機関職員が病院職員の所見を聴取し、一般的な所見や自己の見解を交えた上で、その主観に基づき作成した伝聞記録文書に記載されたものである。

その内容については、作成に関わった教頭及び病院職員が、後日、一部に「誤り」があることを認めているが、それは教育的裁量に基づくものであって、その是非についてまで本審査会の判断が及ぶものではない。

こうした記録の作成過程や性質を勘案すれば、本件個人情報は、単なる事実と、審査会の判断が及ばない教頭及び病院職員の教育的な評価・判断とが明確に区別できない状態で一体となっているものといえる。

そのため、「事実」としての誤りだけを訂正することは困難であることから、原本に記載された個人情報は「事実の誤り」に該当しないものと解する。

よって、仮に、実施機関が原本を保有しており、本件訂正請求の対象が、原本に記載された個人情報であったとしても訂正は認められず、この点においても本件訂正請求には理由がなく、実施機関が行った本件不訂正決定は妥当である。

#### 4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 附帯意見

審査会は、今後の個人情報の取扱いについて、次のとおり附帯意見を述べる。

前述したとおり、本件個人情報が記載された文書のうち、現在、実施機関が保有しているのは写しであり、原本については、既に、学校において廃棄され、または、異議申立人による持ち出しにより所在不明となっている。

個人情報の適正な管理については、条例第11条第1項第2号において「個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。」と規定しているところ、本件の場合、適正な手続を経ずに、部外者である異議申立人により文書が持ち出されており、違法な持ち出し行為である疑念が拭えないが、そうした行為が可能となる環境を放置した実施機関の文書管理方法、責任体制には重大な問題があったといわざるを得ない。

こうした個人情報の管理体制の不備が放置されると、公正で信頼される市政の推進を図りつつ、個人の権利利益を保護するといった条例の目的（条例第1条）を実現できない。

よって、実施機関に対し、今後は、条例にのっとり適切な個人情報の取扱いに努められるよう要望する。

### <参考>

#### 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成22年 5月18日	諮問書を受理
平成22年 6月14日	実施機関から理由説明書を受理
平成22年10月13日	異議申立人から意見書を受理
平成22年11月24日	審議（第78回審査会）
平成23年 1月20日	異議申立人から意見を聴取（第79回審査会）
平成23年 2月 7日	実施機関から決定理由等の説明を聴取 （第80回審査会）
平成23年 3月 7日	審議（第81回審査会）
平成23年 6月21日	審議（第82回審査会）
平成23年 8月12日	審議（第83回審査会）
平成23年 9月16日	審議（第84回審査会）
平成23年10月17日	審議（第85回審査会）